

第12回定時社員総会を開催

9月28日、東京・港区のシェラトン都ホテル東京で第12回定時社員総会を開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年、一昨年はオンラインでの開催となったため、対面での開催は3年ぶりである。

土屋総務部長が進行役を務め、議事に先立ち、清田会長は「今までの総会は日税連正副会長会の後に開催をしておりましたが、当社団は独立した組織であり、今までのやり方に疑問も生じていたことから、今回初めて独自の開催形式をとりました。改めて確認させていただきますと、当社団の正会員は日税連会長及び税理士会会長となっております。税理士会を代表する皆様が議決権を有しており、慎重なご審議、様々なご意見をいただければと存じております。また、今後は日税連正副会長での活動報告や、私自ら税理士会を訪問して入会勧奨を行ってまいりますので、TAINS発展のためご理解ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます」とあいさつされ、日税連の神津信一会長からもごあいさつをいただいた。

総会では、正会員17名全員が出席し、定款により清田会長が議長に就任、次の6議案が上程され、令和4年度事業計画や予算など、すべての議案が全員一致で承認された。

- ① 令和3年度事業報告承認の件
- ② 令和3年度決算承認の件<監査報告>
- ③ 定款の一部変更の件
- ④ ユーザー利用規則の一部変更の件
- ⑤ 令和4年度事業計画承認の件
- ⑥ 令和4年度予算承認の件

また、総会后、当社団の前身団体から永年にわたって編集員として貢献された朝倉洋子氏に対し、感謝状と記念品が贈られた。

今年は正会員の方々と久々の対面が実現し、意見交換や情報共有が行われ、活気ある総会となった。



総会



議長席 清田会長



議案が全員一致で承認

神津日税連会長あいさつ要旨

今までも内容のあるTAINSでありましたが、この総会を見ても清田会長がフレッシュな雰囲気を持ち込まれたことをつぶさに肌で感じております。また、税理士会会長として感じていたことや、TAINSに不足していたことを踏まえ、日税連の会務の中でTAINSが担う役割をしっかりと理解されております。TAINSは税理士の資質向上に供しようと東京税理士会を中心に立ち上げ、その後日税連が引継ぐなど、今まで改革に改革を重ねており、前日税連会長の池田先生がTAINSは全税理士のシステムであり、全税理士が利用できる環境にするため、この社団が設立された経緯があります。我々が作ったTAINSを益々発展させるため、清田会長のご尽力に感謝申し上げるとともに、今後も日税連に対しては要望等を遠慮なく言っていただき、TAINSが税理士全体の財産となることを祈念しております。



日税連神津会長

TAINS だより秋号をお届けします。

一昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い様々な行動制限がされておりましたが、少しずつ緩和の方向に向かい、ウイズコロナでの経済活動に少しずつ対応できるようになってきました。

少しでも会員の皆様のお役に立てるよう、30分間の判例解説研修動画の公開を進めております。

集合型研修についても新たな研修講師をお迎えし、さらなる会員増強活動を行っていきたいと考えております。

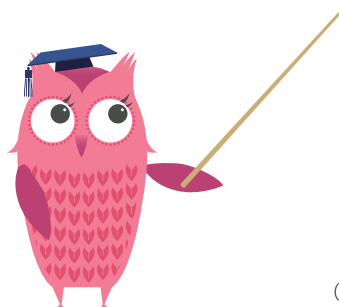
会員の皆様には、今後もより一層 TAINS をご愛顧下さるようお願いすると共に、まだご加入されていない先生方に置かれましては、ご加入をご検討のほどお願い申し上げます。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

Contents / 目次

2022 秋号
VOL28 No.232

- 第12回定時社員総会を開催 ————— 1
- 特別寄稿 ————— 3
成年後見制度と「生計を一」の判断基準
広島修道大学 法学部教授 奥谷 健
- メールニュース（2022年7月～2022年9月収録） ——— 14
- DB収録情報、会員数 ————— 20



TAINS キャラクターズ

成年後見制度と「生計を一」の判断基準

広島修道大学 法学部教授 奥谷 健

はじめに

成年後見制度（民法 838 条以下）が施行されておよそ 20 年が経過した。子が親の成年後見人となって身上監護や財産管理を行う事例も増えてきていると思われる。そのような場合に、財産管理等を行っていることで、所得税や相続税に係る「生計を一」にするかが問題となることが考えられる。

本件は、相続税における小規模宅地等の特例の適用に係る「生計を一にしていた」との要件が問題となった事例である。この事例を通して、成年後見人制度における「生計を一」にするの判断の在り方について考えていくことにしよう。

1. 本件の概要

(1) 事実概要

まずは本件の事実関係を確認しておこう。甲は、丙の甥（丙の兄である丁の子）であり、丙の養子である。丙の子は、長女である戊と養子である甲の 2 人のみである。

丙は、土地（地積 928.92 m²。以下「本件宅地」という。）を所有していた。甲の父である丁は、本件宅地上に、昭和 39 年に建物を、また昭和 40 年に別の建物（以下「本件建物」という。）を建て、本件建物を作業場として使用して大工業を営んでいた。甲は、昭和 48 年頃、父の大工業を手伝うようになり、平成 6 年に父が引退してからは一人で大工業を営み、平成 16 年に父が死亡したことにより、それらの建物を相続した。

その一方で甲は、平成 22 年 9 月、横浜家庭裁判所に対し、丙について後見開始の審判の申立てをし、同裁判所は、平成 23 年 1 月、丙について後見を開始し、その成年後見人として甲を選任するとともに、その成年後見監督人を選任する旨の審判をし、同年 2 月に同審判が確定した（以下、丙

について開始された後見を「本件後見」という。）。そして甲は、以後、丙の成年後見人としてその財産管理を行うこととなった。

その後丙は、平成 26 年 8 月、死亡し、甲と戊の 2 人が、丙の遺産（本件宅地を含む。）を相続した（以下、丙の死亡による相続を「本件相続」という。）。この相続により、本件宅地は、3 筆に分筆され、そのうち本件建物等の敷地部分（分筆後の地番 C 番 1 の土地、地積 450.85 m²。以下「本件土地」という。）を甲が単独で取得し、その他の 2 筆を戊及び甲が共有（持分各 2 分の 1）で取得した。そして、甲は、本件相続の開始時から相続税の申告期限まで引き続き本件土地を所有し、かつ、引き続き本件土地を甲が営む大工業の用に供していた。

なお、丙は、昭和 34 年 6 月以降、戊とともに藤沢市 A に、甲は、昭和 57 年 5 月以降、藤沢市 B に居住しており、丙とは同居していなかった。

このような状況において甲は、本件土地につき租税特別措置法（平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの）69 条の 4 第 1 項 1 号の規定による特例（以下「本件特例」という。）の適用があることを前提として、本件相続に係る相続税の申告をした。

それに対して、藤沢税務署長が本件特例の適用は認められないとして、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。そこで甲が、これら各処分はいずれも違法であるとして、その取消しを求めた。

なお、甲が平成 31 年 2 月に本件訴えを提起したが、令和元年 12 月に死亡したため、同人の妻である乙がその訴訟上の地位を承継している。

(2) 争点及び当事者の主張

上記のように、本件では、甲が相続により取得

した土地について本件特例が適用されるか否かが問題になっている。この点について原告は次のように主張している。

まず、本件特例の趣旨について、「一般に被相続人等の事業の用又は居住の用に供されている宅地等が相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることを踏まえ、中小企業の円滑な事業承継の観点から、相続財産の評価において特別な配慮を加える点にある」と述べている。

そのうえで、本件特例の要件である「生計を一にしていた」について、所得税法における「生計を一にする」との要件の解釈から検討すべきであると指摘し、所得税法 56 条における「生計を一にする」について判断した最高裁判決¹をもとに次のように主張している。すなわち、同判決は、所得税法 56 条の「生計を一にする」について、『有無相扶けて日常生活の資を共通にしてい』るとの規範を立てており、この生計一要件は、①同一の生活単位に属しているか（独立した生活を営んでいないか）、②相扶けて共同生活を営んでいるか、又は、③日常の生活の糧を共通にしているかによって判断されるべきことになる」と述べている。そして、「本件における『生計を一にしていた』との要件の判断においては、甲が丙の成年後見人に就任していたという特殊性をどのように評価・考慮するのが重要である」と示している。

それを踏まえて、①「同一の生活単位に属しているか」という点については、甲が「従前から、丙の日常の世話をしており、家計の区別もされていない状況であったが、丙の生活能力の著しい低下により、丙の成年後見人に就任することとなり、その結果、丙の財産の分別管理を余儀なくされるようになった」こと、「その後、甲は、3 年半以上もの期間、丙の成年後見人として、身上監護業務として丙の生活の維持や医療、介護等、身上の保護に関する行為を行い、財産管理業務として、丙の財産全体を把握し、包括代理権を行使することによりこれらの財産を保存し、一定の範囲で丙のために利用する財産の管理に関する行為を無償で

行ってきた」ことを指摘している。そして、「判断能力のない成年被後見人に独立した生活単位など概念することができないことはいうまでもなく、身の回りの世話をする甲と身の回りの世話をしてもらう丙が、前記の①の要件である同一の生活単位に属していることの要件を充たしていることは明らかである」と主張している。

また、②「相扶けて共同生活を営んでいるか」という点については、「身上監護、財産管理を行う甲は、丙のあらゆる生活を助けており、相扶けて共同生活を営んでいるとの要件を充たしていることは明らかである」と述べている。

さらに、③「日常の生活の糧を共通にしているか」については、「確かに、甲は、丙の財産分別管理義務を負っており、丙の居住費、食費、光熱費につき、丙の財産から拠出していたが、それは、形式的に甲の財産と丙の財産を別々に管理していたという意味合いを持つにすぎない。そもそも、丙には、判断能力がなく、自らの能力では、日常生活の経済的側面を担うことができず、そのすべてを甲に依存していたのである。そして、甲は、丙の包括的代理権を有し、丙のために、丙の財産を自由に処分することができる立場にあり、実際、甲は、丙の後見業務のため、丙の財産を自由に処分していた。

このように、甲は、甲の財産は当然のこととして、丙の財産も全て自らのコントロール下にあり、両財産を自由に使っていたのであり、このような状態を社会通念に照らして判断すれば、日常生活の糧を甲の下で共通にしていたものと認められるから、日常の生活の糧を共通にしていることの要件を充たしていることも明らかである」と主張している。

また、本件特例の趣旨との関係では、「甲の父である丁は、丙の所有していた本件宅地（本件土地）上で事業（大工）を営んでおり、甲は、当該事業を承継し、本件宅地（本件土地）を利用し続け、丙から本件土地を相続したものであり、甲が父である丁の事業を承継した本件では、事業承継の保護という本件特例の趣旨が妥当する」と述べている。

1 最高裁昭和 51 年 3 月 18 日判決・集民 117 号 201 頁。

これに対して被告は次のように主張している。すなわち、「本件特例は、個人が相続により取得した財産のうちに、相続開始の直前において、被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、そのうち一定の部分について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額するというものである。

これは、中小企業の円滑な事業承継を立法の動機として、被相続人等の事業又は居住の用に供されていた小規模な宅地等については、一般にそれが相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であるという担税力の減少に鑑み、相続税の課税上特別の配慮を加えることとしたものである」と本件特例の趣旨について述べている。

そして、本件特例における「生計を一にしていた」の意義については、「相続税法上、定義された規定はないものの、一般的には、『生計』とは、『暮らしを立てるための手立て』を意味する用語であることからすれば、日常生活の経済的側面を指すものと解される。

そして、本件特例が、小規模な宅地等が相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであることを根拠の一つとしていることからすれば、『生計を一にしていた』との要件は、被相続人と相続人等の日常生活の経済的側面の結びつきの観点から設けられたものと考えられる。

そうすると、本件特例の適用に当たり、『生計を一にしていた』ものとされるためには、その親族が被相続人と日常生活の糧を共通にしていたことを要し、その判断は社会通念に照らして個々になされるべきである」と指摘している。

そのうえで、本件については、「本件後見の開始後においては、丙の食費、光熱費、その他日常生活に係る費用は、甲の家計とは区別された上で、それらの費用に係る支出は、丙に係る金銭出納帳及び丙名義の信用金庫の口座で管理されていたところ、金銭出納帳により管理されていた現金は、その大部分が同口座又は同口座の預金を原資

とする口座からのものであり、上記の信用金庫の口座には、丙の収入及び同人が亡夫から相続した預金が入金されており、金銭出納帳及び同口座からは、本件後見に係る後見事務費を除き、甲への支払・出金は認められない一方、同口座に甲からの入金も認められない。そして、甲は、本件宅地（本件土地）上に建築された本件建物で建設業を営み、また、甲の資産及び負債の状況に照らせば、丙から生活費等の援助を受ける必要性はうかがわれない」と認定し、「甲と丙とは、居住費、食費、光熱費、その他日常生活に係る費用の全部又は主要な部分を共通にしていた関係にはなく、日常生活の糧を共通にしていたとはいえず、『生計を一にしていた』とは認められ」と主張している。

(3) 裁判所の判断

このような当事者の主張を受けて、第一審である横浜地裁令和2年12月2日判決²は次のように判断している。

まず、本件特例の趣旨については、「被相続人等の事業等の用に供されていた小規模な宅地等については、一般にそれが相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることを踏まえ、担税力の減少に配慮したものであり、本件特例の適用により、中小企業の円滑な事業承継が実現するという関係にあるものと解される。そして、被相続人が所有する宅地等を利用してその親族が事業を営み、その事業によって被相続人及び相続人の生計が支えられている場合には、その宅地等は相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであり、通常、その土地の処分について相当の制約を受けているから、そのような土地を相続した相続人の担税力もまた相当程度減少しており、日常生活の経済的側面の単位で見れば、被相続人の事業等の用に供されていた場合と同視できることから、同様の配慮をしたものと解される」と述べている。

そして、このような本件特例の趣旨に照らして、「生計を一にしていた」との要件は、「当該土地を利用してなされる事業の収益によって被相続人と相続

2 税資 270 号 129(順号 13489) ・ TAINS : Z270-13489。

人（親族）の生活基盤が維持されるなど、社会通念に照らして、被相続人と相続人（親族）が日常生活の糧を共通にしていた事実を要するものと解するのが相当である」と指摘している。

そのうえで、本件については、本件後見の開始から本件相続の開始までの間において、丙の食費、光熱費、その他日常の生活に係る費用に係る支出は、本件出納帳及び丙名義の口座で管理されていたこと、本件出納帳により管理されていた現金は、丙の収入及び同人が亡夫から相続した預金が入金された丙名義の口座又は同口座の預金を原資とする丙名義の口座などからのものであるが、丙名義の口座に甲との間での出入金は見当たらず、本件出納帳で管理されていた現金に甲から拠出された現金があることもうかがわれないこと、甲は、大工業を営んでいて、相応の収入があり、丙から経済的な援助を受けていたことはいずれも示している。さらに、甲と丙は、それぞれの自宅で生活していて、同居していたわけではなく、甲は、平成 26 年分の所得税確定申告においても、丙を扶養親族としていなかったことを認めている。

そして、これらの事実から、甲と丙とは、居住費、食費、光熱費、その他日常の生活に係る費用の全部又は主要な部分を共通にしていた関係にはなく、日常生活の糧を共通にしていたとはいえず、「生計を一にしていた」とは認められないと判断している。

また、「甲が、丙の成年後見人となっていたという特殊性を考慮すれば、甲と丙は同一の生活単位に属しており、相扶けて共同生活を営んでいるといえる上、甲は甲の財産と成年後見人として丙の財産を全て自らのコントロール下に置いていたのであるから、日常の生活の糧を共通にしていたといえ、生計一要件を充足するものと解すべきである」との原告の主張については次のような判断を示している。すなわち、「生計を一にしていた」との要件に該当するというためには、「甲の事業によって、甲のみならず、被相続人である丙の生計が維持されていたという関係がなければならない。原告が主張する甲の丙に対する生活面での種々の貢献や丙の成年後見人としての財産管理は、甲の丙に対する成年後見人としての報酬請求

権や本件相続における甲の寄与を基礎付けるものではあっても、上記の宅地等の処分の制約や担税力の減少を基礎付けるものとはいえず、原告の主張する事情は、生計一要件を基礎付けるものであるとはいえない」。

このように、甲と丙の間に日常生活の費用を共通にしていた関係が認められないこと、また成年後見としての財産管理などは、本件相続における甲の寄与であって「生計を一にしていた」とは認めないと判断しているのである。

このような判断を受けて原告が控訴した。そこでは次のような補足主張が控訴人（原告）からなされている。

まず、本件特例の趣旨について、「相続税の本来の原理からすると、相続人が被相続人の財産を相続した場合、相続人には新たな経済的利益が発生することから、そこに担税力を見だし、税負担を求めることになる。ところが、被相続人が行っている事業を相続人が承継する場合には、事業自体に相続を通じて新たな経済的利益が生じるわけではなく、十分な担税力が見いだせない。そこで、相続による事業承継の場合、経済的利益の有無の観点から、相続税の負担軽減のために設けられた措置が本件特例である」と述べている。

そのうえで、所得税法 56 条との関係について次のような指摘を行っている。すなわち、「もっとも、同様の問題は、『被相続人の事業』だけでなく、『相続人の事業』の場合にも起こり得るため、どの範囲の事業まで対象を広げるかが問題となる。そこで、租税特別措置法 69 条の 4 第 1 項は、専ら立法政策として、『被相続人の親族』が『当該被相続人と生計を一』にしている場合に限定した。そして、明文上、所得税法 56 条の『生計を一』概念をそのまま用いていることから、所得税法 56 条と同様、かなり幅広く財布を一つにしている状態を対象にしているものと考えるのが相当である」。

このように述べたうえで、「本件特例における生計一要件の解釈について、所得税法 56 条の『生計を一』にするの解釈と別異に解すべき積極的理由はなく、むしろ法秩序の一体性と法的安定性の観点からは同義に解釈すべきである」と主張している。

そして、「被相続人の親族と当該被相続人とが同

居している場合は、各自に多少の独自の収入や支出があったとしても、よほど明確な区別がされていない限り、基本的には世帯主の財布の中で生活しているといえるから、生計を一にしていると認められる。

また、同居を止めて独自の生活を始めた場合でも、扶助義務に基づく財政援助等が行われている場合には、やはり世帯主の財布の中で生活しているといえるから、生計を一にしていると認められる」と述べている。このように、「生計を一にしていた」との要件は、本件特例の適用範囲との関係で、所得税法 56 条の概念を用いて、かなり広く解するものであると主張しているのである。

このことを前提に、本件においては、「丙は、もともと夫の己と娘の戊と三人で暮らしていたが、老年期認知症に罹患し、……己が死亡した後、中度知的障害 (B1) のある戊と二人で家計を維持していくのは困難となった……。そのため、甲が、……丙と戊の成年後見人に就任し、無償で、丙と戊の生活全般を援助し (身上監護)、必要な生計管理を甲の判断で行っていた (財産管理)」ことを述べている。また、「丙には、駐車場の賃料収入があったものの、駐車場や収入の管理は甲の協力がなければ不可能な状態であり、これを丙独自の収入と言うことは困難である。また、丙が独自の判断で家計を管理、処理することは不可能な状態にあり、丙の生活を維持するためには甲の協力が不可欠であった」ことも指摘している。そのうえで、「丙は、自らの判断で家計を管理し、支出することができず、甲の協力を得ていたのであるから、甲と生計を一にしていたと認めるのが相当である」と主張している。

しかしながら、東京高裁令和 3 年 9 月 8 日判決³も、基本的には上記の地裁判決を踏襲して控訴を棄却している。その中で、補足主張については次のように述べている。すなわち、「所得税法 56 条は、事業経営者と生計を一にする親族がその事業に従事している場合には、いわば家族ぐるみで事業を行っているものとみて、その事業所得を事業経営者によって代表される家族単位で一体的に把握し、その家族間における給料等の支払は内部的

なものとして所得計算上問題にしないことを定めた規定であるのに対し、本件特例の趣旨は、……相続人が相続した財産における担税力の有無に着目し、『被相続人と生計を一にしていた』相続人『の事業の用 (中略) に供されていた宅地等』について、相続税の課税価格に算入すべき価額を軽減することにより、相続人の相続税負担の軽減を図る点にあると解される。したがって、本件特例が適用されるか否かを判断するためにその要件を検討するに当たっては、所得税法 56 条と同様に解することは相当ではなく、あくまでも本件特例の上記趣旨に従って解釈すべきである」。そして、「本件土地が『被相続人と生計を一にしていた』相続人『の事業の用 (中略) に供されていた宅地等』に該当するというためには、本件土地の上で営まれていた甲の事業 (大工業) によって、甲の生計のみならず、丙の生計が維持されていたという関係がなければならぬ」と示している。

このように、同じ「生計を一」という文言であっても、所得税法 56 条と本件特例の趣旨の違いから、それを同一の意義に解する必要はないということを示しているのである。

2. 検討

(1) 本件特例の趣旨

本件特例の趣旨について、原告は、「一般に被相続人等の事業の用又は居住の用に供されている宅地等が相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることを踏まえ、中小企業の円滑な事業承継の観点から、相続財産の評価において特別な配慮を加える点にある」と述べている。この点は被告も同様に、「中小企業の円滑な事業承継を立法の動機として、被相続人等の事業又は居住の用に供されていた小規模な宅地等については、一般にそれが相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であるという担税力の減少に鑑み、相続税の課税上特別な配慮を加えることとしたものである」と指摘している。

3 TAINS : Z888-2368.

そして、地裁においても、「被相続人等の事業等の用に供されていた小規模な宅地等については、一般にそれが相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることを踏まえ、担税力の減少に配慮したものであり、本件特例の適用により、中小企業の円滑な事業承継が実現するという関係にある」と事業承継のための意義を認めている。

また、控訴審において原告は、「相続税の本来の原理からすると、相続人が被相続人の財産を相続した場合、相続人には新たな経済的利益が発生することから、そこに担税力を見だし、税負担を求めることになる。ところが、被相続人が行っている事業を相続人が承継する場合には、事業自体に相続を通じて新たな経済的利益が生じるわけではなく、十分な担税力が見いだせない。そこで、相続による事業承継の場合、経済的利益の有無の観点から、相続税の負担軽減のために設けられた措置が本件特例である」と事業承継によって担税力が生じないと主張している。それを受けて高裁では、「本件特例の趣旨は、…相続人が相続した財産における担税力の有無に着目し、『被相続人と生計を一にしていた』相続人『の事業の用(中略)に供されていた宅地等』について、相続税の課税価格に算入すべき価額を軽減することにより、相続人の相続税負担の軽減を図る点にある」と解している。そして、「その結果、本件特例の適用により、中小企業の円滑な事業承継が促進されるという効果が期待されるものの、それはあくまでも副次的な効果にとどまるものというべきである」と示している。

このような理解によれば、被相続人の事業の用に供していたり、居住用の用に供されていたものを相続人が引き続き使用する場合には、経済的利益が生じない、つまり担税力がないということになる。しかしながら、事業承継において取得するのは、

事業自体ではなく、事業用の資産であると考えられる。そうすると、そのような資産に経済的価値は当然に認められる。そのため、その取得により経済的利益が生じるといえることになる。つまり、事業用の資産であっても、それを取得することで担税力は実現すると考えられるのである⁴。

しかし、生活の基盤維持に欠かせないということで処分に制約を受けることを、本判決では担税力がないと示している。確かに、事業承継の場合、事業を維持するためなど当該財産を納税のために処分できないということは考えられる。しかし、納税のために処分できないということと、担税力とは別の問題であると考えられる⁵。すなわち、財産の取得によって担税力は実現しているのであって、その担税力に対する税負担について支払う資金がないということとは別の問題であるといえるのである。本件において問題となっている小規模宅地等に係る相続についても、担税力はその取得によって実現しているのだから担税力は生じているといえる。そのため、担税力がないのではなく、事業承継などによって処分が制限されることで納税資金を欠くことが生じることになるのである。そして、そのような場合、当該資産を処分しなければならなくなり、事業承継や生活基盤の維持ができなくなることが考えられる。このようなことは相続や事業承継という観点からは好ましくないといえる。そこで、そのような事態を避けるために、その評価額を引き下げることによって税負担を軽減していると考えられる。このことから、本件特例の趣旨は、担税力の問題ではなく、相続税の負担が事業承継に支障をきたすことや、相続人が同一の宅地に居住し続けることを困難にすることがないようにするための負担軽減措置であるといえる⁶。

このような趣旨から考えると、相続人が被相続人の事業を引き継いだり、被相続人が居住していた相続財産である宅地に居住し続けることが求め

4 このような「担税力」の捉え方との関係で、「担税力」概念の多様性を指摘するものとして、岡村忠生「所得税改革と課税最低限」税経通信 54 巻 12 号 22 頁 (1999)、奥谷『市場所得と応能負担原則—応能負担原則の二元的構成—』(成文堂、2018 年) 6 頁参照。

5 この点について「実質的担税力」がないと解する立場もある(伊川正樹「みなし譲渡所得に『担税力』はあるのか」名城法学 66 巻 1・2 号 329 頁 (2016))。

6 武田昌輔監修『DHC コメントール相続税法 [3]』(加除式、第一法規)4047 の 2 参照。

られると考えられる。そうすると、「被相続人と『生計を一にしていた』」ことが求められる必要はないとも考えられる。というのも、事業を承継することや当該宅地に居住することと「生計を一にしていた」ことは別の問題といえるからである。つまり、生計が別であっても、事業承継や居住の継続がなされることは考えられるのである。

しかし、こうした要件を求めているということについて、地裁判決でも示されているように、「一般に被相続人等の事業の用又は居住の用に供されている宅地等が相続人等の生活基盤の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常である」とするならば、相続人の生活の基盤を維持することにその目的があると考えられる⁷。そうすると、生計が別の親族が事業を承継する場合には、生活基盤を保護する必要性は少なくなると思われる。そうであれば本件特例の適用は不要ということになる。このような点で、「生計を一にしていた」ことが求められていると考えられる。

(2) 「生計を一にしていた」の解釈

では、その「生計を一にしていた」についてはどのように考えればいいのかであろうか。

この点、地裁判決では「社会通念に照らして、被相続人と相続人（親族）が日常生活の糧を共通にしていた事実を要するものと解するのが相当である」と示されている。高裁もこの点については踏襲していると考えられる。

また、過去の裁判例においては、租税特別措置法（平成11年法律9号改正前）69条の3における「『生計を一にしていた』とは、日常生活の糧を共通にしていたことを意味するものと解するのが相当である」と示している例もある⁸。ただ、直接的にこの要件の意義が問題になった事例はあまりないようである⁹。しかし、基本的には本判決もこれと同様の判断を示していると考えられる。

それに対して原告は、所得税法56条の「生計を一にする」と同じ文言を用いていることから、

同義に解すべきとして、「『有無相扶けて日常生活の資を共通にしてい』るとの規範を立てており、この生計一要件は、①同一の生活単位に属しているか（独立した生活を営んでいないか）、②相扶けて共同生活を営んでいるか、又は、③日常の生活の糧を共通にしているかによって判断されるべきことになる」と述べている。

しかし、高裁では、「所得税法56条は、事業経営者と生計を一にする親族がその事業に従事している場合には、いわば家族ぐるみで事業を行っているものとみて、その事業所得を事業経営者によって代表される家族単位で一体的に把握し、その家族間における給料等の支払は内部的なものとして所得計算上問題にしないことを定めた規定であるのに対し、本件特例の趣旨は、……相続人が相続した財産における担税力の有無に着目し、『被相続人と生計を一にしていた』相続人『の事業の用（中略）に供されていた宅地等』について、相続税の課税価格に算入すべき価額を軽減することにより、相続人の相続税負担の軽減を図る点にあると解される。したがって、本件特例が適用されるか否かを判断するためにその要件を検討するに当たっては、所得税法56条と同様に解することは相当ではなく、あくまでも本件特例の上記趣旨に従って解釈すべきである」と指摘している。つまり、規定の趣旨が異なるものであることから、同じ文言であっても同義に解する必要はないと解しているといえる。

その一方で、所得税法においては、56条のような必要経費に関する特例のほかにも、「生計を一にする」という文言は、配偶者控除など、さまざまな規定で用いられている。そして、その意義について、所得税基本通達2-47では次のように定めている。

法に規定する『生計を一にする』とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、次のような場合には、それぞれ次による。
(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日

7 赤坂高司「小規模宅地等の特例適用と成年後見人制度」税理64巻8号69頁（2021）。

8 福岡高裁平成19年7月19日判決・訟月54巻8号1642頁。

9 橋本浩史「租税特別措置法69条の4第1項1号（小規模宅地等の特例）の『生計を一にしていた』の意義が問題となった事案」税経通信76巻8号158頁（2021）。

常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

この通達によって、「生計を一にする」の意義については、統一的に解されていると考えられる。しかし、所得税法において「生計を一にする」との文言を用いている規定はそれぞれ趣旨が異なる規定といえる。それにもかかわらず、統一的な解釈がなされているのである。

他方で、相続税法にはこのような通達などで「生計を一にする」に係る解釈指針は示されていない。そうすると、この所得税基本通達の考え方を同様に用いることには一定の合理性があるようにも思える。

そして、この通達によれば、「生計を一にする」とこと同居していることは別であるといえる。そうすると、本件のように同居していない場合であっても、「生計を一にする」と認められる余地があると考えられる。本判決でも、「社会通念に照らして、被相続人と相続人（親族）が日常生活の資を共通にしていた事実」が求められているのであって、同居していることは求められていないともいえる。

このことはほかの通達からも考えられる。例えば、法人税基本通達 1-3-4 では、次のように定められている。

令第 4 条第 1 項第 5 号《同族関係者の範囲》に規定する「生計を一にする」とは、有無相助けて日常生活の資を共通にしていることをいうのであるから、必ずしも同居していることを必要としない。

また、国税通則法基本通達 46 条関係 9 では次のように定めている。

この条第 2 項第 2 号の「生計を一にする」とは、納税者と有無相助けて日常生活の資を共通にしていることをいい、納税者がその親族と起居を共にしていない場合においても、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している場合が含まれる。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

これらの通達では、所得税基本通達とは異なり、「有無相助けて」「日常生活の資を共通にしている」と定められている。このような違いからすると、各税法において同じに解されているとはいえないとも考えられる。そうであれば、所得税法における「生計を一にする」と相続税法における「生計を一にしていた」を必ずしも同義に解することはないとも考えられることになる¹⁰。

しかし、このような文言はかつての所得税法に係る通達（昭和 26 年所得税基本通達 50）でも用いられていた。そこでは、次のように定められていた¹¹。

「生計を一にする」とは、有無相助けて日常生活の資を共通にしていることをいうのであるから、次の諸点に留意する。

一 公務員、会社員等が勤務の都合上妻子等と別居し、または就学、療養中の子弟等と起居をともにしていないような場合においても、常に生活費、学資金、または医療費等を送金して扶養しているときは、生計を一にしているものとする。

二 同一の家屋に起居する親族であっても互いに相独立し日常生活の資を共通にしていない場合は、生計を一にしていないものとする。

つまり、上記の通達と同様の解釈がなされていたのである。

このように、通達をみても、これらの個別税法における「生計を一にする」の解釈は、基本

10 渡辺充「小規模宅地等の特例と『生計を一にしていた』親族の該当性」税理 64 巻 8 号（2021）75 頁。

11 藤本純也・草木隆行・三宅直樹『税務における「生計を一にする」要件の可否判断』（2012 年、清文社）18 頁。

的に同一の理解をなされていたと考えられる。そうすると、相続税法においても同義に解すべきという考え方が適切のように思われる。

ただし、現在の所得税基本通達における文言の違いがある。この点については、かつての通達や法人税法、国税通則法で用いられている「有無相助けて」「日常生活の資を共通にしている」といった前提がなくなっているとの指摘がある。つまり、これによって「生計を一にする」親族の範囲が拡大していると解されているのである¹²。

そして、所得税法 56 条における「生計を一にする」については、例えばこの規定の適用が問題になった最高裁平成 17 年 7 月 5 日判決¹³の控訴審¹⁴においては、「法に規定する『生計を一にする』とは、必ずしも親族が同一の家屋に起居している場合に限られるものではないが、……明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これに該当するものと解される」と広く解されている。

上記のように、所得税法 56 条における「生計を一にする」と、本件で問題になっている相続税法における「生計を一」にしていたことを同義に解することができるならば、この判決のように、同様に「生計を一」にしていたことを広く解することができるといえる。

しかし、そのように解したとしても、その判断においては、「日常生活の糧を共通にして」「生活を営む」といった経済的側面が重視されていると考えられる。そうすると、本件で原告が主張しているように、日常の世話をしていることや、日常生活を支援していること、経済的部分で包括的代理権を有して財産の処分を行っていたことから

は、「日常生活の糧を共通」にしていたとは考え難いように思われる¹⁵。

この点については、現在の成年後見人制度との関係からも考えられる。すなわち、成年後見人は、成年被後見人の財産に関する法律行為を全面的に代理する(民法 859 条)。そのため、成年被後見人の財産の全面的な管理権を有することになる。これによって、自己の財産と被後見人との財産が明確に区分される。例えば、被後見人の生活費などの支出する金額を予定することになる(同 861 条)。そうすると、財産管理の上では、夫婦、親子であっても後見人と被後見人の財産は区分して考えられる¹⁶。そして両者は、法律上は他人として扱われる可能性が指摘できることになる。

この点について、例えば仙台高裁秋田支部平成 19 年 2 月 8 日判決¹⁷では、「被害者の親族が家庭裁判所により被害者の成年後見人に選任され、家庭裁判所の監督を受けながら被害者の財産を占有、管理する中で業務上横領罪を犯したという場合には、その成年後見人は、家庭裁判所の選任・監督という関与の下においてのみ被害者の財産を占有、管理し得る地位を保持するものというべきであるから、被害者との間に親族関係が存在したとしても、親族関係の想定できない家庭裁判所との間で上記のような委託信任関係が形成されている以上、これに違背して行われた犯罪について親族相盗例の準用はあり得ないと解するのが相当である」と示されている。つまり、後見人が被後見人の財産を自己のために費消したような場合には、後見人が親族であっても業務上横領罪(刑法 253 条)が成立するということである。このとき、親族間であれば、刑を免除するといういわゆる親族

12 藤本・草木・三宅・前掲注 11・19 頁。

13 税資 255 号 189 (順号 10070)。弁護士である夫が税理士である妻に支払った報酬の必要経費性が争われた事例。

14 東京高裁平成 16 年 6 月 9 日判決・判時 1891 号 18 頁。

15 ただし、後見人が被後見人の生活の糧として自己の財産から支出することは考えられ、その場合には経済的側面から見ても「生計を一にしていた」と認められると思われる。しかし、本件ではそのような事情は認められていない。

16 例えば、大阪地方裁判所「成年後見人の仕事と責任について」

http://www.courts.go.jp/osaka/vc-files/osaka/file/09_0201.sigoto1.pdf 参照。

17 家裁月報 59 巻 5 号 81 頁。

相盗例(同244条)の適用が問題になるはずである。しかし、上記のように、本判決では、その適用を認めていない。つまり、財産管理においては、後見人の公的な役割が重視され、「親族」として認められていないと解されることになる。

このことは、未成年後見人についても同様に認められている。例えば、最高裁平成20年2月18日判決¹⁸では、「家庭裁判所から選任された未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表するが(民法859条1項)、その権限の行使に当たっては、未成年被後見人と親族関係にあるか否かを問わず、善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務を負い(同法869条、644条)、家庭裁判所の監督を受ける(同法863条)。また、家庭裁判所は、未成年後見人に不正な行為等後見の任務に適しない事由があるときは、職権でもこれを解任することができる(同法846条)。このように、民法上、未成年後見人は、未成年被後見人と親族関係にあるか否かの区別なく、等しく未成年被後見人のためにその財産を誠実に管理すべき法律上の義務を負っていることは明らかである。

そうすると、未成年後見人の後見の事務は公的性格を有するものであって、家庭裁判所から選任された未成年後見人が、業務上占有する未成年被後見人所有の財物を横領した場合に、上記のような趣旨で定められた刑法244条1項を準用して刑法上の処罰を免れるものと解する余地はないといふべきである」と示している。

また、最高裁平成24年10月9日判決¹⁹においては、成年後見人についても「家庭裁判所から選任された成年後見人の後見の事務は公的性格を有するものであって、成年被後見人のためにその財産を誠実に管理すべき法律上の義務を負っているのであるから、成年後見人が業務上占有する成年被後見人所有の財物を横領した場合、成年後見人と成年被後見人との間に刑法244条1項所定の親

族関係があっても、同条項を準用して刑法上の処罰を免除することができないことはもとより、その量刑に当たりこの関係を酌むべき事情として考慮するのも相当ではないといふべきである」と示されている。

これらの裁判例をみると、後見人と被後見人の間に親族関係にあったとしても、財産管理については、その親族関係が否定されていると考えられる。そうであるならば、財産関係、つまり経済的側面においては、成年後見制度と利用している場合には後見人と被後見人は他人として扱われるのであるから、「生計を一にしていた」と認められるという場面がより少なくなる可能性が指摘できることになる。

(3) 小括

ここまでみてきたように、本件特例については、判決において担税力の問題として、その適用の判断がなされているといえる。しかしながら、小規模宅地等の取得によって担税力は見出されることから、そのような説明には問題があると考えられる。つまり、本件特例は事業承継を円滑にすることや相続人の生活基盤の維持がその趣旨であると考えられるのである。

他方で、適用要件である「生計を一にしていた」という点について、成年後見人である原告が、日常生活の世話をしていたことから、広く認めるべきであるとも考えられる。実際に、この「生計を一」にすることについては、所得税法56条では広く解されているし、通達においても改正を経て広く解されるようになったとの指摘もある。

しかしながら、そのように考えられるとしても、「生計を一」にするということは、日常生活の世話ではなく、経済的側面から考えるべきであると思われる。そして、そのような判断は上記の趣旨とも合致すると考えられる。そうすると、「生計を一」にするとは、日常生活の世話だけでなく、「生活の糧を共にする」状況が求められることになる。

18 刑集62巻2号37頁。

19 刑集66巻10号981頁。

そして、本件の場合には、そのような状況は認められないと考えられる。

その一方で、本件のように、親族が後見人になっている場合に、後見人が財産管理を行っていることで、法的には後見人と被後見人の財産が切り離されることとなり、親族という事実がありながら、法的評価としては「親族」として扱われていないという状況がある。そうすると、親族でありながら、別の財産を持つ、親族以外の第三者として扱われることになってしまい、同居している親族であっても、本件特例が適用されなくなってしまう場合が生じるとも考えられる。

おわりに

以上みてきたように、本件で問題となっている小規模宅地等の特例は、その趣旨を事業承継の円滑化又は相続人の生活基盤の維持と解するべきであると考えられる。そして、そのためには相続人が被相続人と「生計を一」にしていたという要件が求められることには合理性があるといえる。そして、その「生計を一」にしていたことの判断基準としては「生活の糧を共にする」などの経済的側面が重視されてきたことも妥当なものであると思われる。そうすると、本件においても「生計を一」にしていたと認められなかったことについては妥当性があると考えられることになる。

しかし、本件においては、成年後見制度を利用しているという特殊性がある。その点が十分に考慮されていないということも考えられる。確かに、本件の場合、被相続人及び同居していた戊の状況から同居が困難でありながらも日常生活の世話をしていたという事実がある。そのため、そのような事情を考慮して「生計を一」にしていたかを判断する、実態に即した判断が必要という考え方もできる。しかし、所得税法56条の「生計を一にする」との要件と同様に、これを広く解したとしても、上記のように経済的側面を重視した場合には、「生計を一」にしていたとは認められないと思われる。

さらに、このような経済的側面に基づく「生計

を一」にしていたかの判断は、成年後見制度との関係でより認められにくいものと考えられる。すなわち、後見人制度は財産管理において、被後見人と後見人との財産を明確に区分される。そして、上記の裁判例でも示されているように、後見人はその事務の上では親族という事実がありながらも、「第三者」としての位置づけで評価されると解されているからである。例えば、同居していても後見人である相続人に収入があり、被後見人である被相続人に資産や収入があるような場合には、財産関係が明確に分離されることになると考えられる。この場合に、日常生活の世話をしている、「生計を一」にしていたと認定されない可能性が指摘できることになる。このように、後見人制度の下では、「生計を一」にしていたと認定されることが極めて困難となる場合があると考えられることになる。

しかし、後見人制度の下で、親族間で日常生活を支えるということは、場合によっては自己の支出によって被後見人の生活を支えることや、逆に被後見人の財産やその名義での契約の下で日常生活を営んでいることが多いと思われる。そのような場合に、上記の裁判例のように、後見人制度を厳格に捉え、経済的な区分によって、「生計を一にしていた」との要件についての判断がなされることは、後見人制度利用の阻害要因ともなりかねないとも危惧される。そういったことがないように、より実態に即した判断がなされるべきとも考えられる²⁰。しかし、そのような解釈は現状、後見人制度とは矛盾するともいえる。そうすると、このような解釈自体が法律からは導きえないとも思われる。つまり、現在の小規模宅地等の特例のような「生計を一にしていた」との要件は、後見人制度との関係では、その制度と矛盾する内容を含んでいる可能性が指摘できるのである。そのような矛盾を解消し、今後の社会状況の変化の中でも、後見人制度がより利用しやすいものとなるためにも、このような要件を見直し、より実態に合ったものとすべきと考える。

20 親谷順子「成年後見制度と『生計を一にする』ことに関わりについて」中国税理士会税務研究所研究論文集 Vol.5 (2022)
TAINS: 中国税理士会研究論文集 0005・46頁。

TAINSメールニュース No.579 2022.07.07

財産の評価／汚染土壤の浄化費用相当額を考慮すべきか否か

(令03-12-01公表裁決 全部取消し J125-2-04)
請求人が、相続財産である土地は土壤汚染地であるとして、土地の評価について浄化・改善費用に相当する金額を控除して相続税の申告をしたところ、原処分庁が土壤汚染対策法に規定する汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域に指定等がされていないため、浄化・改善費用の負担が確実に発生するとはいえないとして更正処分等を行った事案です。

審判所は次のとおり、請求人の請求を認め、更正処分等を全部取り消しました。

相続開始日後に実施された調査により、いずれの土地からも土壤汚染対策法所定の基準を超える特定有害物質

が検出されている。そして、相続開始日後に新たにこれらの特定有害物質が発生した事実は認められないことから、これらの特定有害物質は、相続開始日において地中に含有されていたものと認められ、土壤汚染のある土地と認めるのが相当であることから、各土地の評価に当たり、浄化・改善費用相当額を考慮すべきである。

請求人が主張する土壤汚染対策工事の各見積額は、浄化・改善費用の金額として相当であると認められるので、各土地の評価に当たり、土壤汚染がないものとした場合の評価額から、浄化・改善費用相当額として各見積額の80%相当額を控除して評価するのが相当である。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J125-2-04

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.580 2022.07.14

不動産所得～「賃貸人の地位」の譲渡対価として受領した解約金相当額～

(令03-10-08 公表裁決 一部取消し J125-1-01)
賃貸不動産及び敷地をP氏に売却した請求人は、原処分庁の調査に基づき、その売買代金とされた金額のうち賃貸借契約の解約金相当額について、不動産所得として所得税等の修正申告をしました。その後、解約金相当額は、臨時所得に該当し、平均課税が適用できるとして、また、その所得区分は譲渡所得であるとして、更正の請求をしました。認められなかったため審査請求に及びました。

審判所では、次のとおり判断し、請求の一部を認容しました。

請求人及びP氏の双方は、「土地及び建物」と「賃貸人の地位」について、別個に、それぞれの価格を認識し、それら2つの財産を売買契約の目的としたとみるのが相当である。請求人が「賃貸人の地

位」の対価として受領した解約金相当額は、賃貸借契約が合意解約されることを前提として、K社が「残賃貸借期間の賃料の補償」として支払うことが確定していたものであり、賃貸借契約に基づく賃貸人の地位に包含されるものであることからすると、賃貸不動産の貸付けに起因して発生した所得であるといえ、不動産所得であるとみるのが相当である。

解約金相当額は、「業務の全部又は一部を休止し、転換し又は廃止することとなった者が、当該休止、転換又は廃止により当該業務に係る3年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金」(所令8三)に該当すると認められ、臨時所得に該当し、平均課税の適用対象とされるべきである。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J125-1-01

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中



お試し会員への申し込み方法

- STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



ほう君
(法人税担当)

TAINSメールニュース No.581 2022.07.21

役員給与／取締役が取引先の役員に就任していた期間に生じた損害賠償金等

(令02-12-17 非公開裁決 棄却 F0-2-1012)

請求人の取締役丙は、取引先B社の取締役にも就任していましたが、B社の株式等を購入した者から未公開株商法の被害を被ったとして、損害賠償金を請求する訴訟の提起や損害賠償金を請求する旨の内容証明郵便を受け取っていました。請求人は、これら損害賠償請求の解決金や弁護士費用(本件各金員)を支払手数料などとして処理していたところ、原処分庁から、これら損害賠償金等は請求人の業務遂行に関連するものとは認められず、丙に対する給与に該当し、損金の額に算入することはできないとして法人税等の更正処分等を受けた事案です。

国税不服審判所は、下記のように判断し、納税者の請求を棄却しています。

本件各金員は、取締役丙がB社の取締役としての職務を怠り、重大な過失を認定された訴訟等に起因するところ、一般的に紛争を解決するために支払う金員は、当該紛争を解決することにより利益を享受する紛争の当事者が負担するものと認められる。請求人が本件各金員について民法650条3項の規定に基づく損害補填債務を負う必要もないから、本件各金員が請求人の業務遂行上必要であると認めることはできない。本件各金員は、内国法人がその役員に対して支給する退職給与等以外の給与に該当するところ、法人税法34条1項各号に掲げる給与のいずれにも該当しないことから、本件各事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-2-1012

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.582 2022.07.28

租税条約の適用による限度税率／外国法人に分配されたみなし配当

(令04-02-17 東京地裁 認容 Z888-2418)

ルクセンブルク大公国に本店を有する外国法人である原告は、内国法人である完全子会社2社がした非適格分割型分割に基因して剰余金の配当の分配を受けましたが、この剰余金の配当の一部(みなし配当)につき20.42%の税率による金額を源泉徴収されました。本件は、原告が、本件各みなし配当については、租税条約10条2項(a)(本件規定(a))に定める保有期間要件に該当するから、その限度税率は5%になり、当初納付額は過大であったとして、被告(国)に対し、還付金等の支払を求める事案です。東京地裁は次のように判断し、原告の請求を認容しました。

本件規定(a)の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の解釈については、「利得の分配(配当)が行われる会計期間の終期」と解するのが相当である。

本件規定(a)は、配当受領法人が、利得の分配(配当)が行われる会計期間(事業年度)の終期に先立つ6か月の期間を通じて、配当支払法人の議決権のある株式の25%以上を所有することを要件とするものである。これを本件についてみると、原告は、本件規定(a)の定める保有期間要件を満たし、本件各みなし配当に係る限度税率につき5%の軽減税率の適用を受ける。したがって、本件においては、本件請求金額に係る還付請求権を認めることができる。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2418

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。



TAINSメールニュース No.583 2022.08.04

**関連会社から派遣された従業員が行った偽装行為～
納税者本人行為と同視～**

(令02-01-28 大阪高裁 棄却・確定 Z270-13372)

控訴人(納税者・A社)には、固有の従業員がいなかったことから、関連会社のB社から派遣された従業員乙は、A社の経費等の支払依頼書の作成等の経理業務に従事し、同時に関連会社C社の業務を兼務していました。乙が、C社からA社あての架空請求書等を作成し、C社に振り込まれた代金を領得する行為をしたことについて、A社が課税庁から法人税等の更正処分及び重加算税賦課決定処分を受けた事案です。争点は、乙の隠ぺい偽装行為をA社本人の行為と同視し、A社に対して重加算税賦課決定処分を行うことができるか否かです。

裁判所は、一部補正のうえ原判決は相当であるとして棄却し、確定しました。

乙が隠ぺい偽装行為を行ったのが、自己の利益を図るためであったとしても、重加算税制度の趣旨に照らし、乙に確定申告手続を含め経理業務を任せていた控訴人が、乙をして、適正な申告業務及びその前提となる適正な経理業務を行わせるよう指揮監督すべき義務を怠り、乙により隠ぺい偽装行為が行われた場合、乙の行為を控訴人の行為と同視することを妨げる事情があるとはいえない。そして、取引関係のある複数の会社の経理事務を担当させ、控訴人においては確定申告手続も担当している乙について、特段の指揮監督体制の見直し・強化もせず、乙が隠ぺい偽装行為に及び得る状況を放置した控訴人について、国税通則法68条1項を適用した本件各賦課決定処分は適法なものであったといえることができる。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z270-13372

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.584 2022.08.18

不動産取得税～複数の不動産に係る共有物の分割により取得した場合の課非

(令04-03-22 最高裁 棄却 確定 Z999-8444)

地方税法73条の7第2号の3は、共有物の分割による不動産の取得について、同法73条の2第1項にいう「不動産の取得」に該当し、その例外として、持分超過部分の取得を除いては非課税とする旨を定めたものと解されています。

上告人は、複数の不動産について各持分10分の1を有していましたが、共有物の分割により本件各土地の各持分10分の9を取得しました。この各取得に対する不動産取得税の賦課決定処分について、上告人が、被上告人(東京都)を相手に取消しを求めて争いました。最高裁は次のとおり判示し、確定しています。

不動産取得税に関する地方税法の規定の内容等に照らせば、同税は、個々の不動産の取得ごとに課される

ものである。そうすると、共有物の分割による不動産の取得に係る持分超過部分の有無及び額については、複数の不動産を一括して分割の対象とする場合であっても、その対象とされた個々の不動産ごとに判断すべきものと解するのが、不動産取得税の課税の仕組みと整合的である。

したがって、複数の不動産を一括して分割の対象とする共有物の分割により不動産を取得した場合における持分超過部分の有無及び額については、分割の対象とされた個々の不動産ごとに、分割前の持分の割合に相当する価格と分割後に所有することとなった不動産の価格とを比較して判断すべきものである。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】Z999-8444

(税法データベース編集室：藤原 真由美)



Tax Accountant Information Network System

お問い合わせ先



TAINS ホームページ下部「お問い合わせフォーム」をご利用ください

よくある質問はこちら。



一般社団法人 日税連税法データベース

<https://www.tains.org/>



TAINSメールニュース No.585 2022.08.25

更正の請求／商品先物取引に係る訴訟上の和解

(令04-02-25 東京地裁 棄却 Z888-2405)

本件は、原告が、商品先物取引について平成11年に2573万円余、平成12年に2億8787万円余の利益を得たとして課税処分を受けたのに対し、A証券との間の訴訟上の和解の成立により、遡って委託契約が解除され、個別の取引も効力を失ったとして、更正の請求をしたところ、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた事案です。

東京地裁は、訴訟上の和解の条項中に納税者の権利関係等を変更する旨の記載がされていたとしても、それが、専ら租税負担を回避する目的で、実体とは異なる内容を記載したものであって、その実質において客観的、合理的理由を欠き、真実は権利関係等の変動がないような場合には、当該訴訟上の和解は、通則法23条2項1号の「判決と同一の効力を有する和解」に

は当たらないとした上で、本件和解の内容とその法的効力等について、次のように判示しました。

和解条項において、本件先物取引が公序良俗に反して無効であり、その効果が原告に帰属しないものであることを確認するとしている。しかし、別件の無効確認訴訟の判決において、本件先物取引が公序良俗違反で無効ということまではできない旨が判示されている。また、本件和解は、原告が、課税処分による税の負担を免れるために、原告に利益が帰属しないことになるという形式を作り出すことを目的としてされたものというほかなく、それ以外に客観的、合理的理由はない。そうすると、本件和解は判決と同一の効力を有する和解には当たらない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2405

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.586 2022.09.01

国家賠償請求／固定資産税等／不整形地補正に係る注意義務違反の有無

(令02-11-26 大阪地裁 棄却 Z999-8442)

原告が、市長がした固定資産税等の賦課決定には、不整形地補正をしなければならなかったにもかかわらずこれを怠ったという違法があり、過大な固定資産税等の納付をさせられたなどと主張して、被告(市)に対し、国家賠償法1条1項に基づく賠償請求を求める事案です。裁判所は、原告の請求を棄却しました。

不整形地補正の趣旨は、画地の形状は一般には不整形なものが多いと考えられるものの、画地の形状が悪いことによって画地の全部が宅地として十分に利用できないという利用上の制約が生じている場合があるから、このような制約の有無や程度を宅地の価格を求めるに当たって考慮するのが相当であると

いう点にある。

そうすると、一辺が路線に接する矩形の画地以外の画地は全て「不整形地」に当たるというわけではなく、ある程度不整形な画地であっても家屋の建築等が通常の状態において行い得るものは「不整形地」に当たらないと解するのが相当である。基準日において、本件土地の形状は矩形であって、土地上に建物が存在していたというのである。そうすると、市長が、本件土地について、家屋の建築等が通常の状態において行い得るものであるなどとして、「不整形地」であると認めなかったことに関し、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為を行ったと認め得るような事情は認められない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-8442

(税法データベース編集室：大高 由美子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は毎月1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
 ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



■TAINSメールニュース No.587 2022.09.08

贈与事実の認定～被相続人名義の預金口座から出金された使途不明の現金～

(令02-11-17 非公開裁決 一部取消し F0-3-736)

請求人は、相続開始前に被相続人の預金口座から現金を出金して、請求人の管理する預貯金口座へ現金を入金した事実があったと推認され、原処分庁から相続税法9条(みなし贈与)の規定により、平成24年分から平成26年分までの贈与税の決定処分を受けたことから、その取消しを求めて審査請求をしました。

審判所では、次のとおり、現金の贈与があったと判断しました。なお、相続税法9条は適用できないとした上で、原処分庁と審判所との認定額に相違があったことから、平成24年分及び平成25年分の決定処分の一部を取り消しました。

一般に妻子等自己と極めて親密な身分関係にある者の間で財貨の移動があった場合、これが租税回避の手段と

してされることが少なくないため、贈与税の課税に当たっては実質課税の原則に則り、実質に着目して行われるべきである。したがって、親族間で財貨の移動があった場合には、後にその財貨が現実には返還されるか又は将来返還されることが極めて確実である等特別な事情が存在しない限り、贈与であると認めるのが相当である。

本件では、請求人が被相続人各口座から出金した現金のうち、使途が不明な現金については、出金時、親族間で財貨の移動があった場合に該当し、また、その後その財貨が現実には返還され又は返還されることが確実であった等特別な事情が存在した事実もなかったから、請求人による出金時において、被相続人から請求人に対し贈与されたと認めるのが相当である。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-736

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.588 2022.09.15

移転価格税制／従業員が国外関連者の工場に出張して行った技術支援

(令02-03-19 非公開裁決 一部取消し F0-2-948)

請求人は、従業員を国外関連者の工場に出張させるなどして技術支援を行っていました。本件は、この技術支援が国外関連者との間で行った役務の提供であり、国外関連者から支払を受ける対価の額が措置法66条の4第1項の独立企業間価格に満たないとして、原処分庁から法人税等の更正処分等を受けた事案です。

審判所は、技術支援Aは、国外関連者との間で行った役務の提供と認めず、国外関連者との間で行った役務の提供であることに双方争いのない技術支援Bについて、改めて独立企業間価格を算定し、原処分の一部を取り消しています。

技術支援Aは、本件フィリピン法人の要請を受けて行われて

おり、請求人は、その支援した内容及びその結果などの情報をフィリピン法人に提供していたことが認められる。また、技術支援Aの対象である製品A用の部品は、フィリピン法人が販売している製品Aの基幹部品で、それによって製品Aの性能を左右するものであり、技術支援Aを受ける必要があったと認められる。そして、各契約の対価の決定に当たっても、国外関連者の工場への出張等に係る費用などが基礎とされていたことなども考慮すれば、技術支援Aがフィリピン法人との間で締結された技術支援契約に基づいて行われたとすることにも合理性がある。

したがって、技術支援Aは国外関連者との間で行った役務の提供であると認めることはできない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-2-948

(税法データベース編集室：草間 典子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
<https://zeirishi-hoken.co.jp>

(株)日税連保険サービス



■TAINSメールニュース No.589 2022.09.22

社会保険料控除／ユネスコが運営する基金に対する保険料

(令02-06-17 非公開裁決 棄却・却下 F0-1-1275)

本件は、国際連合の専門機関(ユネスコ)に勤務していた請求人が、当該機関の退職年金から控除されたユネスコ職員等の健康保険制度(ユネスコが運営するMedical Benefits Fund)に係る保険料は社会保険料控除の対象であるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、その取消しを求めた事案です。

審判所は次のとおり判断し、請求人の請求を棄却しました。

社会保険料控除の対象となる社会保険料は、所得税法74条《社会保険料控除》2項及び所得税法施行令208条《社会保険料の範囲》において限定的に列挙されている

のであるから、実特法(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律)5条の第2第1項の規定のように、居住者が支払った又は控除される保険料を所得税法74条2項に規定する社会保険料とみなす旨の特段の規定がある場合を除き、上記の法令において列挙されていない保険料は社会保険料控除の対象とならないものと解される。

本件保険料は、上記の法令において列挙されておらず、また、本件保険料を所得税法74条2項に規定する社会保険料とみなす旨の特段の規定も存在しないことから、本件保険料が社会保険料控除の対象ではないことは明らかである。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-1-1275

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■TAINSメールニュース No.590 2022.09.29

役員退職給与の損金算入の可否～退職の事実とみなし役員の該非～

(令02-12-15 非公開裁決 全部取消し F0-2-1010)

請求人に合併された法人が、元代表取締役に対して支給した退職金の金額を損金の額に算入して法人税等の申告を行ったところ、原処分庁が、元代表取締役は登記上退任した後も被合併法人の経営に従事しており、実質的に退職したとは認められないから、当該金額は退職給与として損金の額に算入されないとして更正処分等を行いました。これに対して請求人が、元代表取締役は形式的にも実質的にも被合併法人を退職したのであるから、当該金額は損金の額に算入されるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断し、請求人の主張を認めました。

元代表取締役(本件元代表者)は、各退任の日以降、本件各法人のいずれからも、役員報酬や従業員給与を受領していないと認められること、他方で、本件各退任後に就任した各法人の代表取締役らが、本件各退任直後から、その代表取締役としての職務を全く行っていないことを認めるに足りる証拠もないこと、また、本件元代表者が各退任の約5か月前に海外に住所を移転しており、各退任に至った経緯が不自然であるともいえないことからすれば、本件元代表者が、各退任後も継続して、本件各法人の事業運営上の重要事項に参画するみなし役員に該当し、本件各法人を実質的に退職していなかったと認めることはできない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 F0-2-1010

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 **税理士業界一筋45年余の信頼と実績**

報酬自動支払制度が選ばれる理由

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! *郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! *ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不特定の報酬にも対応!

用途に応じて選べる2つの方式

POST 郵送型 帳票を毎月郵送

まずは1件から始めたい先生におすすめです。

- 利用料金
- 基本料 無料
- 口座振替請求手数料 335円/件

e-NET ネット型 ネットで管理も楽々

集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。
[e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]

- 利用料金 1,800円/月
(5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。)
- 口座振替請求手数料 240円/件

ネット型「e-NET」専用サービス

税理士先生に代わり 関与先様へ「請求書」をメールで無料送付出来ます。

*表示金額に消費税は含みません。

➡ **「報酬自動支払制度」オンライン説明始めました。** オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申込ください。 電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryou@nichizei.com

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 <https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ 資料請求 0120-155-551 ホームページからどうぞ

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス 事務代行社

1 税法データベース収録情報一覧 2022.9.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,248	3,376	1,571	338	589	372	846	13,340
裁 決	2,223	1,654	1,198	474	239	47	1	5,836
通 達	3,615	4,690	2,196	747	22	0	240	11,510
相 談 事 例	1,963	4,275	3,021	2,446	126	1	359	12,192
その他文書	0	0	0	0	0	0	156	156
行政文書	84	144	0	19	2	0	2,068	2,317
計	14,133	14,139	7,986	4,024	978	421	3,670	45,351

・裁決には、非公開裁決3,571件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,566件です。

2 収録期間 2022.9.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和4年5月18日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和4年3月31日まで
その他		判決・裁決 令和3年12月24日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2022.9.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,340	38
東京地方	682	8
千葉県	247	2
関東信越	568	7
近 畿	1,226	5
北海道	202	2
東北	339	3
名古屋	480	6
東海	342	7
北陸	169	1
中国	329	4
四国	176	2
九州北部	306	6
南九州	247	2
沖縄	75	1
小 計	7,728	94
そ の 他	253	
合 計	8,075	

TAINS研修会のお知らせ

東北税理士会

日 時：令和4年12月13日(火) 13:30~16:30
会 場：パレスへいあん(仙台市)
講 師：若林俊之 草間典子
テ ー マ：推計取得費の検討と実務的対応

名古屋税理士会

日 時：令和4年12月19日(月) 13:30~16:30
会 場：Zoom ウェビナー配信
講 師：友松悦子
テ ー マ：「事業承継の概要と自社株式の引継ぎ～株式の時価と税務～」



TAINS 2022年秋号

- 発行日／2022年10月15日(VOL.28 通巻第232号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら 税理士の最強ツール タインズが

6ヶ月 無料 制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



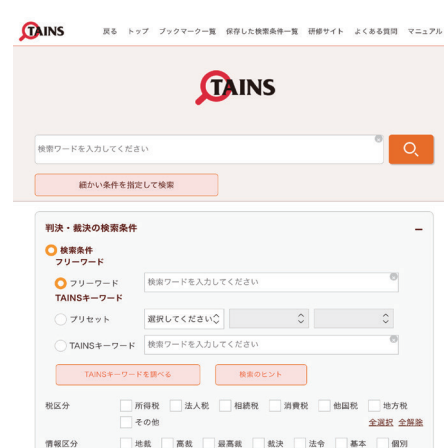
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!



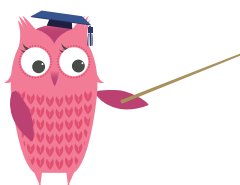
欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



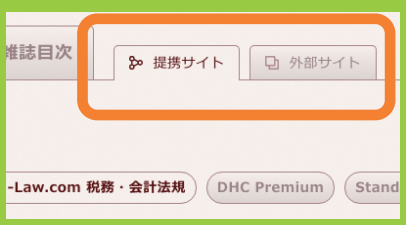
■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

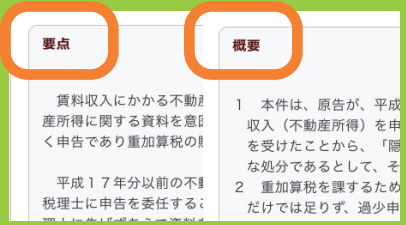


■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

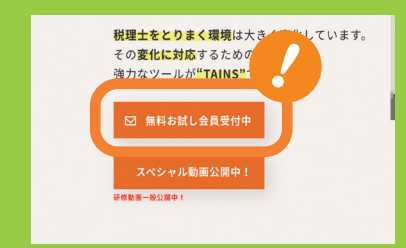
■ スマートフォンにも対応。



調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。



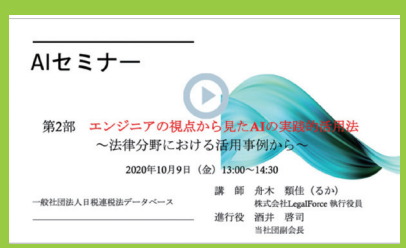
■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。



■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円~ (税込)
年払い 22,186円 (税込) <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	年払い 44,372円~ (税込) <small>月払いよりも年間約4,000円お得です</small>

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

1001 ■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。詳しくはホームページをご覧ください。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。
 ※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。
 ※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。
 ※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。
 ※入会月は無料です。
 ※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
<https://www.tains.org>
 Mail:info@tains.or.jp

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁
(関東信越税理士会 会長)

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

ウェブサイトは
こちら

